最終更新日：2015年12月18日
株式会社 精工技研
代表取締役社長　上野 昌利
問合せ先：管理部 広報課　TEL：047-388-6401
証券コード：6834
http://www.seikoh-giken.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の健全性を維持しながら競争力を強化し、継続的に企業価値を向上させていくために、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることが経営における重要課題であると認識しており、経営の透明性を自律的に確保し、経営環境の変化に迅速に対応できる体制の構築に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社はJASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
上野 昌利	912,000	9.77
有限会社 高志	725,500	7.77
有限会社 光研	654,500	7.01
木村　保	609,200	6.53
細江 由紀子	432,500	4.63
都丸 由美子	430,500	4.61
上野 淳	329,000	3.52
吉田 智恵	329,000	3.52
高橋　藤子	321,600	3.45
細江 一稀	249,000	2.67

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大久保 勝彦	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大久保 勝彦	○	株式会社大久保技術経営事務所 代表取締役　当社独立役員	業務執行の監督機能を強化するとともに、取締 役会の活性化を図るため。 ＜独立役員選任理由＞ 独立役員としての要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れがなく、適任であると判断いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、会計監査時の定期的な会議のほか、必要に応じて適宜打合せを行い、緊密な連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
三好 徹	弁護士													○
相場 俊夫	公認会計士													○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
三好 徹	○	三好総合法律事務所 所長 当社独立役員	取締役の職務執行状況を客観的な立場から監 視する監査役機能の強化を図るため。 ＜独立役員選任理由＞ 独立役員としての要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れがなく、適任であると判断いたしました。
相場 俊夫	○	有限会社オーシーエムコンサルタント　代表取締役 当社独立役員	取締役の職務執行状況を客観的な立場から監 視する監査役機能の強化を図るため。 ＜独立役員選任理由＞ 独立役員としての要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れがなく、適任であると判断いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員としての要件を満たす社外役員のすべてを独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

当社は、各事業年度の会社業績等を勘案したうえで、役員賞与の支給の有無及びその金額を決定することとしております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

前事業年度において取締役5名に対して支払った報酬総額は44,783千円であり、そのうち社外取締役1名に対する報酬総額は1,800千円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役又は社外監査役を補佐する担当セクションや担当者は設置しておりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

1. 取締役会
6名の取締役で構成されており、このうち1名が社外取締役となっております。取締役会は、毎月1回の定例取締役会のほか必要に応じて臨時取締役会を開催し、当社グループの方向性や目標等の経営に関する重要事項、その他法令で定められた事項等を決定する機関として活発な議論を行っております。なお、社外取締役は、独立性を有し、公平中立の視点で業務執行の監督機能を強化するとともに、取締役会の活性化に貢献しております。

2. 監査役会
監査役制度を採用しております。監査役会は3名の監査役で構成され、このうち2名が社外監査役となっております。監査役は、取締役の職務執行状況を厳しく監視するほか、内部監査室や会計監査人との連携を図り、業務執行の適法性に関するチェックや財産状況の確認等を行っております。なお、社外監査役は、取締役の職務執行状況を客観的な立場から監視する監査役機能の強化に貢献しております。

3. 審査会
コーポレート・ガバナンスの強化を鑑み、取締役会に付議する事項や業務執行に係る重要事項等を審議する審査会を原則として毎月1回開催しております。審査会は、常勤の取締役と監査役に加えて各部門の業務執行責任を負う部長が参加し、経営上の重要な意思決定についてそれぞれの立場から活発な議論を行っております。

4. 内部統制システム
当社グループの取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス管理規程を定めるほか、当社グループ全体のコンプライアンスを推進するリスク・コンプライアンス委員会を設置し、活動を行っております。また、コンプライアンス担当取締役を定め、役職員に対する教育等のコンプライアンス推進活動状況を取締役会及び監査役会に報告することとしております。さらに、当社グループの役職員が職場や業務の中で重大なコンプライアンス違反の事実や危険を知り、かつ職制を通じた自律的な解決が難しい状況が発生した場合に備えて内部通報規程を定めており、企業リスクに繋がるコンプライアンス違反の抑制・防止に努めております。

5. 内部監査及び監査役監査
内部管理体制強化のために社長直属の内部監査室を設け、定期的又は随時に厳正な内部監査を実施し、経営組織の整備状況、業務運営の準拠性、効率性及び経営資料の正確性、妥当性を検討、評価しております。また、すべての監査役は取締役会に出席し、経営の意思決定における妥当性、適正性を確保するために必要な発言を適宜行っております。また、常勤監査役は社内で行われる各種の会議に適宜出席するほか、必要に応じてその議事録を閲覧し、経営監視機能の強化を図っております。

6. 会計監査
会計監査人として有限責任監査法人トーマツを選任、監査契約を締結しており、全連結会計年度において監査業務を執行した公認会計士及び

補助者の状況は次のとおりであります。
(1)監査業務を執行した公認会計士
指定有限責任社員　業務執行社員　杉本　茂次
指定有限責任社員　業務執行社員　森田　浩之
(2)監査業務に関わる補助者の構成
公認会計士　3名
公認会計士補　1名
その他　3名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

経営の健全性を維持しながら競争力を強化し、継続的に企業価値を向上させていくために、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることが経営における重要課題であると認識しており、経営の透明性を自律的に確保し、経営環境の変化に迅速に対応できる体制の構築に努めております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、株主総会の開催日については集中日を避け、約1週間程度早く開催することを通例と しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、アナリスト・機関投資家向けの決算説明会を、1年に2回開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社は、決算発表後は速やかに、同決算に関するIR資料をホームページに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理部 広報課内にIR担当を置いております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、ISO14001認証を取得しており、社会を構成する一員として地球環境の保護に取り組んでおります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 経営理念
当社及び当社の子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）は、以下の経営理念を、業務執行に係るすべての経営活動の拠り所とする。
『すぐれた技術と独創性で、質の高い商品を供給し、社会の進歩発展に貢献して、会社の成長と社員の幸福を追求すると同時に、その社会的責任を果たす。』

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、法令・社内規程に基づいて、文書等の保存を行う。
情報の管理については、情報セキュリティ基本方針に基づいてISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）を確実に運用することとする。

3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、当社グループに共通するリスク管理規程、経営危機管理規程その他の社内規程において、当社グループのリスク管理体制及び有事の際の対応を明確化する。
また当社は、日常の労働安全衛生面、環境面、製品品質面及び情報セキュリティ面等に関して、当社グループ内で開催する各種委員会等を通してリスク管理を行う。
業務担当部門においては、各々の業務に内在するリスクを専門的な立場から把握し、これを自律的に管理することとする。
また当社の内部監査室は、当社各部署及び当社の子会社におけるリスク管理状況を監査し、その結果を当社の代表取締役社長に報告することとする。

4. 当社及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は毎月1回の定例取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決議並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。取締役会の機能をより強化し、取締役の業務執行の効果を高めるため、常勤取締役、常勤監査役並びに各部門の業務執行責任を負う部長から構成される審査会を原則として毎月１回開催し、取締役会付議事項及び業務執行に係る重要事項等の審議を行うこととする。
業務運営については、当社グループの中長期及び単年度の経営目標とその達成に向けての経営計画（マスタープラン）を策定し、当社の各部門及び当社子会社においては、その目標達成のための具体的な事業計画を策定・実行する。また、その目標に対する進捗状況については、当社の各部門責任者からの業務報告や、半期に１回開催する国際経営会議における各子会社の取締役等からの業務報告を通じて定期的に検証することとする。
日常の業務執行については、当社の業務分掌・職務権限規程、当社子会社においては関係子会社運営規程に基づいて、各職位及び子会社の権限と責任を明確化する。職務を割り当てられた各職位者及び子会社の取締役等は自らの業務活動の完遂を期すと共に、各組織単位は相互に関係する業務を協調して行うことにより、業務執行の効率性を確保することとする。

5. 当社及び当社子会社の取締役等及び及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、当社グループの取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、これに係る当社グループ内規程を制定すると共に、当社にコンプライアンス担当取締役を定める。コンプライアンス担当取締役は、役職員に対する教育等のコンプライアンス推進活動状況を取締役会及び監査役会に報告する。また、当社グループ全体のコンプライアンスを推進する委員会を設置するほか、当社内に、当社グループのコンプライアンスに係る通報相談を受け付ける通報相談窓口を設置することとする。

6. 当社及び当社の子会社における業務の適正を確保するための体制
当社は、当社グループ内規程に基づき、当社子会社からの取締役の職務執行等に関する定期報告を通して事業の運営状況を適切に把握することとする。経営上の重要案件については、各社の経営の自主性を尊重しつつ、事前協議を行う等相互に密接な連携を図り、当社グループ全体の経営の効率化を図ることとする。

7. 財務報告の適正性を確保するための体制
当社は、経理規程その他の社内規程に基づき、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、単体及び連結ベースでの財務報告の適正性を確保するための体制を構築する。また、その体制の整備・運用状況を評価・改善するための仕組みを構築することとする。

8. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
監査役は、必要に応じて、内部監査室スタッフを監査役の職務を補助すべき使用人として任命することができ、当該使用人は、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない。
また、監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役の同意を得て行うこととする。

9. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
(1) 当社の取締役は、監査役の要請に応じて次の資料提供又は報告を行うこととする。
1 稟議書、会議議事録、契約書
2 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
3 毎月の経営状況として重要な事項
4 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
5 重大な法令・定款違反の恐れのある事実
6 その他コンプライアンス上重要な事項
(2) 当社の使用人は、前項2又は5に関する重大な事実を発見した場合には、監査役にこれを直接報告できるものとする。
(3) 当社グループの役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
(4) 当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社又は当社の子会社等に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社監査役又は監査役会に対して報告を行うこととする。
(5) 当社グループの内部通報制度の担当部署は、当社グループの役職員から内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告する。
(6) 当社は、当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨をコンプライアンス委員会等を通じて当社グループの役職員に周知徹底する。

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は取締役、会計監査人及び内部監査室と適時、意見交換を実施することとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然として対応し、一切の関係を遮断することを基本方針として「倫理規範」及び「倫理行動基準」に定め、関係会社を含む当社グループ全体に展開しております。
また、管理部門を担当部署とし、所轄警察や顧問弁護士等の外部専門機関との連携を図ることによって、迅速な情報収集と的確な対応を行う体制を整備しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――